

問題Ⅰ

(1) 違憲審査制の基本事項である憲法判断回避の準則について説明した上で、当該準則を利用した判例（恵庭事件・札幌地判1967年3月20日・判時476号25頁）の当否を検討することが期待される。

(2) 行政法総論上の基本事項である「行政上の強制執行」についての理解度を問う問題である。行政上の強制執行には、行政上の代執行、執行罰、行政上の直接強制、行政上の強制徴収の四つのものがあることを前提として、それぞれの内容、根拠法、対象となる行政上の義務とその具体例などについて論じることが求められる。

問題Ⅱ

判例（税関検査事件判決・最大判1984年12月12日）の検閲概念によれば、憲法21条2項の禁止する「検閲」には該当しないが、発表後の規制であっても、ある出版物の主要な販売ルートに対して厳しい制約を課すと、実質的には検閲と同様に機能するのではないかという問題。X側としては、「検閲」には該当しないとしても、表現の自由に対する重大な侵害なので、厳格な審査基準で判断すべきと主張することが期待される。参考判例としては、岐阜県青少年保護条例事件判決（最判1989年9月19日・刑集43巻8号785頁）がある。

問題Ⅲ

行政法総論上の基本事項である「理由付記（理由提示）の法理」についての理解度を問う問題である。旅券発給拒否処分理由付記事件（最判昭和60（1985）年1月22日民集39巻1号1頁）を参考にして作問した。法律が理由付記を要求する制度趣旨を踏まえて、拒否処分の際に付記すべき理由にはどの程度の具体性が要求されるか、瑕疵ある理由の事後的な追完は許されるかどうか、などについて論じることが求められる。